

# スマートライティングを活用した熱中症予防情報発信業務 公募型プロポーザル 実施要領

本公募は令和4年度の当初予算を前提とした事前準備手続であり、本事業は予算成立後に効力が生じる。当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない場合がある。

## 1 概要

### (1) 業務の名称

スマートライティングを活用した熱中症予防情報発信業務

### (2) 業務の目的

近年の地球温暖化の影響により、市民の熱中症リスクが増加していることから、令和2年度からアメダス黒磯局、大田原局における熱中症予防情報をみるメールにより配信している。本市は、面積が広く、標高差もあり、地域の実情にあった熱中症予防行動が必要であることから、よりきめ細やかな熱中症予防情報の発信を行うことを目的として、本事業を実施する。

### (3) 業務の内容

令和3年度に設置したスマートライティングのセンサーにより取得する温度や湿度などの気象データを活用して、市内10カ所の暑さ指数を計算する。

計算した暑さ指数について、熱中症予防情報を配信するための情報として那須塩原市メール配信システムに提供するとともに、市民がいつでも閲覧できるようWebサイトで公開する。

詳細は、別紙仕様書に記載のとおり

### (4) 履行期間

#### ①熱中症予防情報発信システムの構築業務

契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで

#### ②熱中症予防情報発信システムの運用業務

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

※運用業務期間のうち、次の期間に熱中症予防情報を那須塩原市メール配信システムに提供し、Webサイトで公開する。

・令和4年度：7月から10月まで

・令和5年度から令和8年度まで：6月から10月まで

### (5) 提案上限額

#### ①熱中症予防情報発信システムの構築業務

委託料 2,741,000円(税込)

②熱中症予防情報発信システムの運用業務

委託料 4,452,000円(税込)

令和4年度の上限額 796,000円(税込)

令和5年度から令和8年度までの各年度の上限額 914,000円(税込)

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市気候変動対策局 担当：岡野

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

電話：0287-73-5651 FAX：0287-62-7500

e-mail：nccac@city.nasushiobara.lg.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

- ア グループ構成での応募も可とする。
- イ グループ構成で応募する場合、構成員は日本国内の事業者に限る。
- ウ グループは、全ての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- エ 当該応募に際し構成したグループに他の応募案件グループ構成員が含まれることは、認めない。

(2) 応募者の資格要件

応募者(全ての構成員)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- ウ 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。
- オ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

### 3 公募型プロポーザルの手続等

#### (1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和4年3月 8日 (火)
イ 参加申請書提出期限	令和4年3月23日 (水) 午後1時まで
ウ 質疑書提出期限	令和4年3月23日 (水) 午後1時まで
エ 質疑回答	令和4年3月25日 (金)
オ 企画提案書提出期限	令和4年4月 8日 (金) 午後1時まで
カ プレゼンテーション	令和4年4月13日 (水)
キ 審査結果通知・公表	令和4年4月15日 (金)

#### (2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和4年3月23日 (水) 午後1時まで (必着)
- イ 提出書類 ①参加申請書 各構成員の代表者印を押印したもの1部  
②参加資格要件確認書（様式第2号） 構成員毎に1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1（6）に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

#### (3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

- ア 提出期限 令和4年3月23日 (水) 午後1時まで (必着)
- イ 提出先 1（6）に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール  
質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとする

こと。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：熱中症予防情報発信業務：＋

送信年月日 [yyyymmdd] ＋ (代表事業者名称)

【例】株式会社△△△△が令和４年３月２３日に質疑書を送付した場合

熱中症予防情報発信業務：20220323 株式会社△△△△

#### エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての代表事業者に、回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和４年３月２５日（金）

### (4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和４年４月８日（金）午後１時まで（必着）

#### イ 提出書類

##### ①履行実績等（様式第５号）

履行実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りA４サイズとすること。ただし、やむを得ずA３サイズとする場合は、片袖折りをしてA４サイズにあわせること。

##### ②業務実施体制図（様式第６号）

##### ③企画提案書（様式第７号）

企画提案書については、すべて片面印刷、A４用紙とする。

##### ④価格提案書（様式第８号）

ウ 提出部数 正本１部 副本５部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 １（６）に同じ。

## 4 評価方法等

### (1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

### (2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計

が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が4者以上のときは、事前に能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。

オ 1次選考の結果は、令和4年4月11日（月）までに電子メールにより通知する。

### (3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和4年4月13日（水）を予定

提案者毎の集合時間・場所等については、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

①発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

②プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、6部用意すること。

④プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

⑤プレゼンテーションに参加する者は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を実施の上、来庁すること。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーションの実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

### (4) 結果通知

評価結果は、令和4年4月15日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

## 5 契約の締結

- (1) 契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。
- (2) 熱中症予防情報発信システムの運用業務の契約について、長期継続契約で契約を行うため、契約書中に予算の減額又は削除があった場合には契約を解除できる条項（解除特約）を設けるものとする。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が2（2）ア～オに該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書に記載した内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものである。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。